

平成30年度 第2回定期監査（平成30年12月12日報告） 【指摘事項】  
 対象部局：市民部、こども部、会計課、上下水道局

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内容
1 セーフコミュニティ課	1 収入事務について (1) 寄附受納事務 金銭の寄附について、専決権者の決裁を受けずに受納しているものがあった。 金銭の寄附を受納する際は、郡山市事務決裁規程第4条及び別表第3の規定に基づき、受納額に応じた専決権者の決裁を受けなければならないが、当該専決権者の決裁を受けずに事務処理をしているものがあった。	措置 (完了)	今回指摘の寄附受納事務については、郡山市事務決裁規程第4条及び別表第3財務事務専決事項の規定に基づき決裁事務処理を行いました。 今後については、郡山市事務決裁規程等の確認を徹底し、適切な事務処理に努めてまいります。  令和元年5月15日措置通知 市長
2 こども育成課	(2) 徴収事務 手数料徴収に適切でないものがあった。 証明手数料については、郡山市手数料条例第3条第1項の規定に基づき、交付の際に手数料を納付させなければならないが、証明書交付の際に徴収していなかった。	措置 (完了)	指摘があった以降の手数料徴収事務につきましては、手数料条例の規定に基づき、証明書交付の際に手数料を徴収するよう徹底し、適正な事務の執行に努めております。  令和元年5月15日措置通知 市長
3 富田保育所	2 支出事務について (1) 支出一般 見積書を受領せず支出命令をしているものがあった。 見積書は、支出の根拠となる重要な証拠書類であり、郡山市財務規則第55条第1項の規定に基づき、支出権者は、支出命令の際に照合すべきものであるが、受領せず支出命令をしているものがあった。	措置 (完了)	指摘があった以降の支出につきましては、財務規則の規定に基づき、適正な処理に努めております。  令和元年5月15日措置通知 市長
4 こども育成課	(2) 賃金支出事務 臨時職員の賃金支出に誤りがあった。 支出権者は、郡山市財務規則第55条第1項の規定に基づき、支出の根拠等を確認し支出の決定をしなければならないが、賃金を誤支給しているものがあった。 ア 勤務時間の確認を誤り、賃金が支給不足となっているもの	措置 (完了)	臨時職員賃金の支給不足分につきましては、速やかに追加支給を行いました。 賃金支給事務につきましては、出勤簿、休暇簿の記載方法や出勤調書の作成方法の周知徹底を図るために、保育所職員を対象とした実務研修を実施しました。こども育成課においても出勤調書等の確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。  令和元年5月15日措置通知 市長
5 こども育成課	イ 週休日を出勤とし、基本賃金及び通勤手当が過支給となっているもの	措置 (完了)	臨時職員賃金の過支給分につきましては、速やかに戻し入れを行いました。 賃金支給事務につきましては、出勤簿、休暇簿の記載方法や出勤調書の作成方法の周知徹底を図るために、保育所職員を対象とした実務研修を実施しました。こども育成課においても出勤調書等の確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。  令和元年5月15日措置通知 市長
6 こども育成課	ウ 欠勤した日の賃金を出勤としてから減額したため、賃金が過支給又は支給不足となっているもの	措置 (完了)	臨時職員賃金の過支給分につきましては、速やかに戻し入れを行い、支給不足分につきましては、速やかに追加支給を行いました。 賃金支給事務につきましては、出勤簿、休暇簿の記載方法や出勤調書の作成方法の周知徹底を図るために、保育所職員を対象とした実務研修を実施しました。こども育成課においても出勤調書等の確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。  令和元年5月15日措置通知 市長
7 こども育成課	エ 週休日に出勤した際の通勤手当が支給不足となっているもの	措置 (完了)	臨時職員賃金の支給不足分につきましては、速やかに追加支給を行いました。 賃金支給事務につきましては、出勤簿、休暇簿の記載方法や出勤調書の作成方法の周知徹底を図るために、保育所職員を対象とした実務研修を実施しました。こども育成課においても出勤調書等の確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。  令和元年5月15日措置通知 市長

平成30年度 第2回定期監査（平成30年12月12日報告） 【指摘事項】  
 対象部局：市民部、こども部、会計課、上下水道局

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内 容
8 こども育成課	オ 年次有給休暇の付与日数を誤り、使用できる年次有給休暇時間を超えて取得したため、賃金が過支給となっているもの	措置 (完了)	臨時職員賃金の過支給分につきましては、速やかに戻し入れを行いました。 賃金支給事務につきましては、出勤簿、休暇簿の記載方法や出勤調書の作成方法の周知徹底を図るために、保育所職員を対象とした実務研修を実施しました。こども育成課においても出勤調書等の確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。  令和元年5月15日措置通知 市長
9 こども未来課 こども育成課	3 契約事務について (1) 入札事務 契約権者が入札参加者の資格確認をしていないものがあった。 契約権者は、郡山市契約規則第23条第1項の規定に基づき、一般競争入札を行うときは、入札に参加する者の資格の有無を確認しなければならないが、契約権者以外の決裁で事務処理をしているものがあった。	措置 (完了)	(こども未来課) 指摘があった入札参加者の資格確認については、契約権者である市長まで報告を行い、承認を得るとともに、指摘があった以降の契約においては、契約事務を行う際に、事務決裁規程に基づく決裁区分を確認し、適正な事務処理に努めております。 (こども育成課) 指摘があった入札参加者の資格確認については、契約権者である市長まで報告を行い、承認を得るとともに、指摘があった以降の契約においては、契約事務を行う際に、事務決裁規程に基づく決裁区分を確認し、適正な事務処理に努めております。  令和元年5月15日措置通知 市長
10 国民健康保険課 こども育成課	(2) 支出負担行為事務 支出負担行為の確認を受けずに契約を締結しているものがあった。 1件の金額が200万円以上の委託契約をする場合は、郡山市財務規則第54条第1項の規定に基づき、契約を締結する際に支出負担行為として出納機関の確認を受けなければならないが、確認を受けずに契約を締結しているものがあった。	措置 (完了)	(国民健康保険課) 指摘があった契約事務においては、速やかに会計管理者の確認を受けるとともに、指摘があった以降の契約においては、契約を締結する際に、財務規則に基づく出納機関の事前確認の有無を確認し、適正な事務処理に努めております。 (こども育成課) 指摘があった支出負担行為の確認については、速やかに会計管理者の確認を受けるとともに、指摘があった以降の契約においては、契約を締結する際に、財務規則に基づく出納機関の事前確認の有無を確認し、適正な事務処理に努めております。  令和元年5月15日措置通知 市長
11 こども育成課	(3) 契約締結事務 ア 1件の業務を分割し、随意契約をしているものがあった。 修繕業務について、随意契約によることができる予定価格の限度額は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び郡山市契約規則第39条第7号の規定に基づき、50万円であるが、1件の業務を分割し、随意契約をしているものがあった。	措置 (完了)	指摘があった以降の契約締結事務につきましては、再発を防止するため、チェックリストを作成し、複数名により関係書類の照合・確認を行い、契約規則に規定する事務処理に従い、適正な事務処理に努めております。  令和元年5月15日措置通知 市長
12 こども育成課	イ 契約保証金免除の事由を明らかにした書類を作成していないものがあった。 普通地方公共団体は、地方自治法施行令第167条の16第1項の規定に基づき、契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならないが、契約保証金の全部又は一部を免除する場合には、郡山市契約規則第8条第2項の規定に基づき、その事由を明らかにした書類を作成しなければならないが、契約保証金免除の事由を明らかにした書類を作成せず免除しているものがあった。	措置 (完了)	指摘があった契約保証金免除の事由を明らかにした書類の作成については、速やかに書類を作成するとともに、指摘があった以降の契約においては、契約規則に基づく免除理由を明らかにした書類を作成し、適正な事務処理に努めております。  令和元年5月15日措置通知 市長

平成30年度 第2回定期監査（平成30年12月12日報告） 【指摘事項】  
 対象部局：市民部、こども部、会計課、上下水道局

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内容
13 セーフコミュニティ課 こども支援課 こども育成課	4 財産管理事務について (1) 公有財産管理事務 行政財産目的外使用許可を財務会計システムに登録していないものがあった。 公有財産管理権者は、行政財産の目的外使用許可をしたときは、郡山市財産規則第27条の規定に基づき、許可の内容を財務会計システムに登録しなければならぬが、これを行っていないものがあった。	措置 (完了)	(セーフコミュニティ課) 今回指摘の公有財産管理事務については、行政財産目的外使用許可を財務会計システムに登録しました。 (こども支援課) 行政財産の目的外使用許可による財務会計システムの登録につきましては、財産規則に基づき、速やかに登録いたしました。 (こども育成課) 行政財産の目的外使用許可による財務会計システムの登録につきましては、財産規則に基づき、速やかに登録いたしました。  令和元年5月15日措置通知 市長

平成30年度 第2回定期監査（平成30年12月12日報告） 【意見】  
 対象部局：市民部、こども部、会計課、上下水道局

該当所属	監査の結果（意見）
1 全部局	<p>1 行政財産目的外使用許可及び臨時職員の賃金支給事務について          財産管理事務として、行政財産目的外使用許可に係る事務を監査しているが、行政財産目的外使用許可に係る財務会計システムの登録がなされていないという状況が続いている。          登録漏れの原因については、規則の規定を認識していなかったこと、事務引継ぎが不十分であったこと、所属内でのチェック機能が働かなかったことが挙げられている。          また、臨時職員の賃金支給事務において、支給不足や過支給となっている事例が認められ、その原因は、出勤調書作成時の確認誤り、年次有給休暇の付与誤りなどであった。          さらに、賃金支給の誤りにはなっていないものの、出勤簿の記載誤り、本人確認押印漏れ、年次有給休暇の管理誤りなど、賃金の誤支給に繋がりがかねない不適切な事務処理が散見されている。          これらの公有財産の管理や、臨時職員の労働の対価である賃金の支給事務は、極めて重要な事務であるにもかかわらず、処理誤りの状況が改善しないため、過去2度にわたり改善策を講じるよう意見を述べてきたが、依然として同様の事務ミスが後を絶たない状況である。          ついては、徹底した原因究明を行うとともに、適正な事務の執行がなされるよう、事務処理システム等の検討も含め、再発防止策を講じられたい。</p>
措置・対応状況の別	内 容
対応状況	<p>公有財産の管理については、毎年度当初に所管課から各課に通知し、各財産台帳の整備・管理について詳細な説明を行うなど、適正な処理について留意しているところであります。          なお、現在、新システムの移行に伴い、財務会計システムの機能や郡山市財産規則について整理を行っております。          また、臨時職員の賃金支給事務に当たっては、休暇制度等の認識不足や出勤調書等の確認不足を起因とする誤支給により、賃金及び通勤手当の追給・返納が度々生じていることから、これら事務ミスを防止するため、機会あるごとに各所属長へ賃金支払い事務の適正化について通知するとともに、個別に説明会を実施するなど、事務手続きの周知とチェック体制の強化を図り、更には事務担当者が適正な賃金支払い事務を行えるよう「臨時職員賃金支払マニュアル」や「庶務担当者テキスト」等を作成し、注意点を明記しました。          今後におきましては、臨時職員の会計年度任用職員制度への移行に伴う制度面の見直しを行うとともに、年次有給休暇の付与や取得手続きをシステム化するなど、人為的な事務ミスの防止に資する事務処理システムの構築を進めてまいります。</p> <p>令和元年5月15日対応状況報告 市長</p> <p>公有財産の管理については、毎年度当初に所管課から各課に通知し、各財産台帳の整備・管理について詳細な説明を行うなど、適正な処理について留意しているところであります。          なお、現在、新システムの移行に伴い、財務会計システムの機能や郡山市財産規則について整理を行っております。          また、臨時職員の賃金支給事務に当たっては、休暇制度等の認識不足や出勤調書等の確認不足を起因とする誤支給により、賃金及び通勤手当の追給・返納が度々生じていることから、これら事務ミスを防止するため、機会あるごとに各所属長へ賃金支払い事務の適正化について通知するとともに、個別に説明会を実施するなど、事務手続きの周知とチェック体制の強化を図り、更には事務担当者が適正な賃金支払い事務を行えるよう「臨時職員賃金支払マニュアル」や「庶務担当者テキスト」等を作成し、注意点を明記しました。          今後におきましては、臨時職員の会計年度任用職員制度への移行に伴う制度面の見直しを行うとともに、年次有給休暇の付与や取得手続きをシステム化するなど、人為的な事務ミスの防止に資する事務処理システムの構築を進めてまいります。</p> <p>令和元年5月16日対応状況報告 教育委員会</p>